

みなとみらい公共駐車場管理規定

目次

- 第1章 総則（第1条―第7条）
- 第2章 利用（第8条―第14条）
- 第3章 駐車料金及び算定等（第15条―第19条）
- 第4章 定期契約車両及び月極契約車両（第20条―第26条）
- 第5章 引取りのない車両の措置（第27条―第30条）
- 第6章 保管責任及び損害賠償（第31条―第33条）
- 第7章 雑則（第34条）

第1章 総則

（通則）

第1条 みなとみらい公共駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は、この規定の定めるところによる。

（駐車場の名称等）

第2条 駐車場の名称、所在地及び駐車場規模、駐車場管理者は、別表1のとおりとする。

（規定の遵守）

第3条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規定を遵守しなければならない。

（供用時間）

第4条 駐車場の供用時間は、毎日0時から24時までとする。ただし、0時から7時までは閉場し、この時間帯においては定期契約車両又は月極契約車両以外の入場は認めない。

（利用期間）

第5条 駐車場の1回の利用は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の供用時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者（以下「管理者」という。）の判断によりこれを延長することができる。なお、定期契約車両及び月極契約車両による有効期間内の駐車はこの限りでない。

（営業休止等）

第6条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。

（1）自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これらに準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合。

（2）保安上供用の継続が適当でないとして認められる場合。

（3）工事清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合。

（4）前3号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上特に必要があるとき。

(駐車できる車両)

第7条 駐車場に駐車することのできる車両は、別表2の通りとする。

第2章 利用

(駐車場の入出等)

第8条 車両が入庫するときは、駐車券発券機において駐車券の交付を受け、空いている駐車位置又は係員の指示する駐車位置に入庫するものとする。なお、定期契約車両及び月極契約車両は、管理者の指示する方法にて入庫するものとする。

2 車両が出庫するときは、事前精算機及び出口管理事務所において駐車券を挿入又は係員に駐車券を返納し、駐車料金を納付し、出庫するものとする。なお、定期契約車両及び月極契約車両は、管理者の指示する方法にて駐車料金を納付し、出庫するものとする。

3 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

(駐車位置の変更)

第9条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第10条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 速度は、毎時8キロメートルを超えないこと。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第11条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の位置以外で喫煙したり、火器を使用しないこと。
- (2) ごみは各所定の容器に入れること。
- (3) 他の利用者の駐車位置にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 場内において宿泊しないこと。
- (5) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。
- (6) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- (7) 場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の秩序を乱す行為をしないこと。
- (8) その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと

(入庫拒否)

第12条 管理者は、駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、

又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき。
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。
- (3) 著しい騒音や臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。
- (5) 運転者が酒気を帯び、又は無謀な運転をする恐れがあるとき。
- (6) 隔離を要すると認められる伝染病患者が乗車しているとき
- (7) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(出庫拒否)

第13条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
- (2) 利用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき。
- (3) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(事故に対する措置)

第14条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 駐車料金及び算定等

(駐車時間)

第15条 駐車時間は、入庫時刻から出庫時刻までの時間とする。

(駐車料金)

第16条 駐車料金は、別表3のとおりとする。

- 2 自動車の利用について、身体障害者等が、身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳又は、それらに準ずる手帳等を呈示したうえで料金の支払いを申し出たときは、本人確認ができた場合に限り、前項の規定にかかわらず、別表3に掲げる料金に100分の50を乗じ、10円未満の端数を切り上げた額とする。
- 3 利用者が出庫にあたり事前精算機を利用する場合は、精算から出場までに必要な時間を付加し、その時間は無料とする。
- 4 管理者は、特に必要と認めたときは、駐車料金を減免することができる。

(不正利用者に対する割増金)

第17条 利用者が、所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは所定の駐車料金のほかに、その2倍相当額の割増金を収受する。

(割引券等)

第18条 管理者は、利用者のサービス向上のため、割引券、プリペイドカード、1日券又は回数券を発行することができる。

2 前項の割引券、プリペイドカード、又は回数券の発行額及び割引率は別表4のとおりとする。
(一括貸)

第19条 管理者は、駐車場の営業に支障のない範囲で、駐車場の一部を一括貸できるものとする。

2 前項の一括貸に伴う使用料は別表5のとおりとする。

第4章 定期契約車両及び月極契約車両

(定期契約車両及び月極契約車両)

第20条 管理者は、駐車場の一部を定期契約車両又は月極契約車両の用に供することができる。

2 定期契約車両及び月極契約車両の駐車料金(以下、第26条まで「駐車料金」という)は別表6のとおりとする。ただし、管理者が特に必要と認める場合は料金を減免できるものとする。また、6か月分、又は12か月分の駐車料金を利用者が一括で前納した場合に、当該前納期間中に契約が終了したときには、利用者は前納による割引の利益を放棄したものとみなし、管理者が利用者から既に受領した駐車料金については、管理者が別途定める方法に基づき駐車料金を算出し、過払い分に当たる金額から振込手数料を差し引いた金額を利用者へ払い戻すものとする。

3 月極契約利用者は駐車料金の1か月分相当の金を保証金として管理者に預け入れるものとする。契約終了後、管理者は利用者に対して、管理者に支払うべき債務を差し引いて返還するものとする。

4 管理者と利用者は、第1項の契約を証するものとして、契約書を二通作成し、各々が所持するものとする。

5 定期契約又は月極契約は、車両1台ごとに契約を行う。ただし、利用者が複数の車両を定期契約又は月極契約を行う場合には、管理者と利用者は、一の契約書で複数の車両の契約を締結することができる。

(保管場所の確保を証する書面の交付)

第21条 管理者は、月極契約車両の利用者から請求があった場合には、自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項に規定する保管場所の確保を証する書面を交付するものとする。

2 前項の書面の交付に伴う手数料は、4,000円とする。

(定期契約車両の取り扱い)

第22条 管理者は、駐車場が満車で入庫できない場合には、定期契約車両の入場を拒むことができる。

2 利用者は、前項の事由により駐車場の入場ができない場合、駐車料金の割戻しは請求することができないものとする。

(契約期間)

第23条 第20条の契約期間は、1年間を限度とする。ただし、管理者及び利用者双方から契約期限の1か月前までに解約の申し立てがない場合には、契約期限の翌日から1年間を限度に、契約の更新を行うものとする。

(駐車利用の解約)

第24条 管理者は、定期契約車両及び月極契約車両の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者との契約を一方的に解除することができるものとする

- (1) 駐車料金を3か月分滞納したとき
- (2) 運行不能な自動車を1か月以上継続して駐車させているとき
- (3) 第25条に定める禁止事項を行ったとき
- (4) その他契約書に定める行為に違反したとき

(利用上の禁止事項)

第25条 定期契約車両及び月極契約車両の利用者は、各号に定める行為を行ってはならない。

- (1) 契約車両以外の車両を定期契約車両又は月極契約車両として利用すること。
- (2) 契約区画の権利を転貸又は譲渡すること。
- (3) 駐車場に工作物その他これに類するものを設けること。
- (4) 駐車場を駐車以外の目的に使用すること。

(不正利用に対する割増金)

第26条 管理者は、駐車場の利用者が次の各号に定める方法により、駐車場を違法に利用した場合には、所定の駐車料金のほかに、その2倍の料金を徴収するものとする。

- (1) 定期契約車両及び月極契約車両の表示事項を変造して使用した場合。
- (2) 定期契約車両及び月極契約車両を、その他不正使用した場合。

第5章 引取りのない車両の措置

(引取りの請求)

第27条 利用者が予め管理者への届出を行うことなく第5条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等(自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第28条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両(車内を含む。)を調査することができる。

(車両の移動)

第29条 管理者は、第27条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。この場合において、移動にかかる費用等は利用者及び所有者等が負担するものとする。

(車両の処分)

第30条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3カ月を経過した後、利用者に対して通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、その時点での車両の時価が売却に要する費用(催告後の車両の保管に要する費用を含む。)に満たないことが明らかである場合は、利用者に対して通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。

3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者へ返還するものとする。

第6章 責任及び損害賠償

(免責事由)

第31条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

(1) 自然災害その他不可抗力による事故

(2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故

(3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内にお

ける事故

(4) 第6条の規定による営業休止等の措置

(5) 第12条の規定による措置

(料金の払い戻し)

第32条 管理者は料金を払い戻す義務を負わないものとする。

(損害賠償)

第33条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

第7章 雑則

(この規定に定めのない事項)

第34条 この規定に定めのない事項については、法令の規定に従って処理する。

附 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年9月28日から施行する。

附 則

この規定は、令和4年6月29日から施行する。

附 則

この規定は、令和4年8月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

駐車場名	みなとみらい公共駐車場
所在地	横浜市西区みなとみらい一丁目 3 番 1 号
駐車場規模	自動車 1, 154 台、自動二輪車 44 台
管理者	株式会社横浜国際平和会議場 代表取締役社長 林 琢己 (所在地) 横浜市西区みなとみらい一丁目 1 番 1 号

別表 2 (第 7 条関係)

種類	長さ	高さ	幅	重量
自動車	6.0 m	2.1 m	2.2 m	4.0 t
自動二輪車	2.2 m	2.1 m	1.0 m	4.0 t

※自動二輪車は、排気量125cc を超える自動二輪車とする。

※積載物又は取付物を含む。

別表 3 (第 16 条関係)

種類	時間	料金	料金の上限
自動車	0 時～7 時まで	30 分毎 140 円	なし
	平日の 7 時～24 時まで	30 分毎 280 円	1,600 円 (7 時～22 時まで)
	土曜日・日曜日・祝日 及び 特定日の 7 時 ～24 時	30 分毎 280 円	2,100 円 (7 時～22 時まで)
自動二輪車	0 時～24 時	1 時間毎 100 円	900 円

※端数の時間については、切り上げるものとする。

別表 4-1 割引券 (第 18 条関係)

割引券

券種	定価	100 枚以上	300 枚以上	500 枚以上	1,000 枚以上	1,500 枚以上
30 分券	280 円	250 円	230 円	220 円	200 円	170 円
1 時間券	560 円	500 円	470 円	450 円	400 円	350 円
2 時間券	1,120 円	1,010 円	950 円	910 円	800 円	700 円
4 時間券	2,240 円	2,030 円	1,900 円	1,820 円	1,610 円	1,400 円

※有効期限は発行から 1 年とする。

別表４－２ プリペイドカード（第１８条関係）

券種	販売金額
２，１４０円券	２，０００円
４，３２０円券	４，０００円
６，５４０円券	６，０００円
８，８００円券	８，０００円

別表４－３ １日券（第１８条関係）

券種	時間の区分	販売金額
１日券	２４時間まで	４，２６０円

※有効期限は発行から１年とする。

別表４－４ 回数券（第１８条関係）

券種	時間の区分	販売金額
平日１日回数券（１１枚綴り）	７時～２２時まで	１６，０００円

※有効期限は発行から１年とする。

別表５（第１９条関係）

一括貸エリア	利用時間	料金
Ｂ２Ｆ Ｅブロック	１２時間まで	２００，０００円
	１２時間以降	１時間毎２０，０００円

別表６（第２０条関係）

契約の種類	１か月	６か月前納	１２か月前納
月極契約車両及び定期契約車両	５２，３００円	２９３，３００円	５６５，６００円
月極契約車両及び定期契約車両 （１０台以上）	４７，０００円		
月極契約車両及び定期契約車両 （２０台以上）	４５，０００円		
月極契約車両及び定期契約車両 （３０台以上）	４１，８００円		
定期契約車両（平日のみ）	２３，０００円		
定期契約車両（自動二輪車）	１６，７００円		